

自動埋設型暗渠及び補助暗渠の出来形管理基準

1 目的

この自動埋設型暗渠及び補助暗渠の出来形管理基準(以下、「管理基準」という。)は、県営土地改良事業で行う自動埋設型暗渠及び補助暗渠に係る暗渠排水工事(以下、「暗渠排水工事」という。)について、その施工に当たり工事の出来形管理の適正化を図るため、請負者が実施する管理の基準を定めたものである。

2 適用

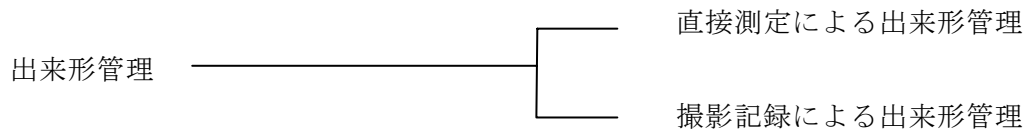
この管理基準は、暗渠排水工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

3 出来形管理

出来形管理は、【別紙】により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

4 出来形管理の構成

構成は次のとおりとする。



(1) 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、【別紙】の1に規定する測定項目を施工順序に従い直接測定(以下、「出来形測定」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録し、常に適正な管理を行うものとする。

(2) 撮影記録による出来形管理

出来形測定を実施した場合、【別紙】の2の規定に基づき撮影記録し、常に適正な管理を行うものとする。

5 用語の定義

管理基準値……………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、請負者が実施する施工管理の「目標値」として示したものである。

規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は、全て規格値の範囲内になければならない。

【別紙】

1 直接測定による出来形管理

出来形管理基準値

(表1)

工種	項目	管理基準値	規格値	測定基準
吸水渠 (自動埋設型暗渠)	基準高	±30 (mm)	±50 (mm)	一本当たりの施工延長が100m未満 2ヶ所(管理孔側、水閘側)、 100m以上3ヶ所(管理孔側、中間 部、水閘側)測定する。
	間隔	±500 (mm)	±750 (mm)	
	全体施工延長		-0.2%ただし 500m以下、 -1,000 (mm)	
	施工幅 (機械装置幅)	-0 (mm)	-0 (mm)	施工機械ごとに測定する。
※補助暗渠 (簡易暗渠)	間隔	±500 (mm)	±750 (mm)	1 耕区あたり 1ヶ所(10間隔)を 測定する。
	埋設深 (粗殻厚)	-15 (mm)	-15 (mm)	50aあたり 3ヶ所以上測定する。
	施工幅 (機械装置幅)	-0 (mm)	-0 (mm)	施工機械ごとに測定する。

※ 標準施工間隔は2mとしている。

2 撮影記録による出来形管理

農業土木工事施工管理基準(平成20年5月20日付け農計第181号制定)の別表II「撮影記録による出来形管理」の撮影箇所一覧表における13暗渠排水工事1.吸水渠に準じる。